

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人福祉医療機構

令和4年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 令和5年度の改要求の概要

(1) 日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

(2) 日本公庫（特定）

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

1. 令和5年度の改要求の概要

(1) 日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

(2) 日本公庫（特定）

（参考）新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

1-(1)-1 政府方針

- 今般の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症等により厳しい状況にある事業者への資金繰り支援が示されている。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）（抄）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I. 物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援 （前略）

新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある中小企業・小規模事業者等に対し、借換え支援の強化や官民金融機関に対する柔軟な条件変更の要請等により資金繰り支援等を実施する。

- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援（財務省、内閣府、経済産業省、金融庁、厚生労働省、農林水産省）

3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援

（2）中小企業等の賃上げの環境整備

②中堅・中小企業が生み出す付加価値の向上

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りを支援する。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業・小規模事業者の収益力改善・債務減免を含めた事業再生・再チャレンジを支援することで、過剰債務を克服し、（中略）資本金性資金（劣後ローン）への転換による資金繰り円滑化等を図る。

- ・ 日本政策金融公庫等による新型コロナ特別貸付等による資金繰り支援（財務省、経済産業省、内閣府）

1-(1)-2 令和5年度の改要求の概要〔日本公庫（国民・中小）〕

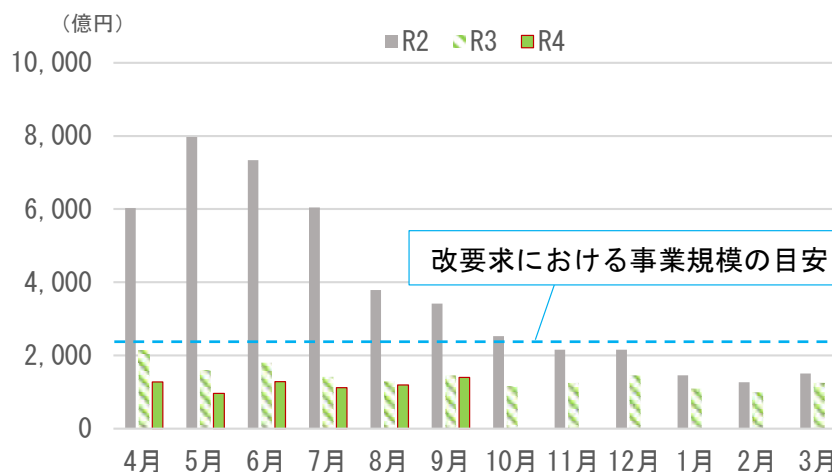
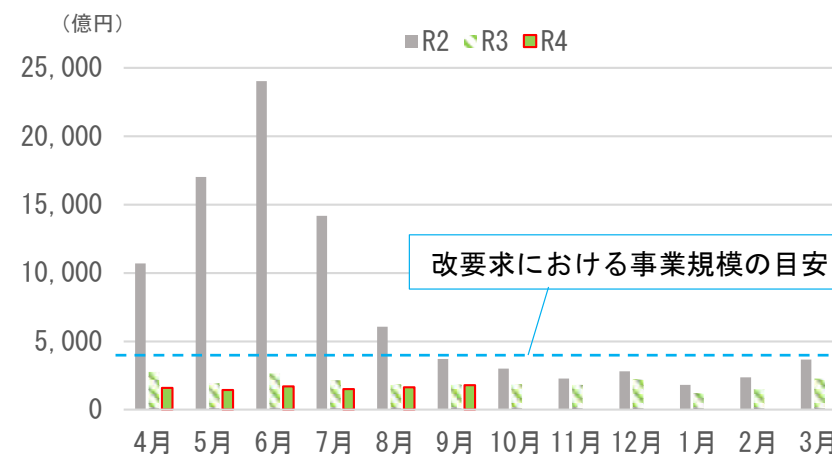
○ 日本政策金融公庫（国民・中小）における財政投融资の改要求は以下のとおり。

（単位：億円）

国民

区分	令和4年度 当初計画額	令和5年度 当初要求額	令和5年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	58,960	28,110	47,490	19,380
財政投融资	23,020	17,728	30,718	12,990
財政融資	23,000	17,600	30,700	13,100
産業投資	20	128	18	▲110
政府保証債	—	—	—	—
区分	令和4年度 当初計画額	令和5年度 当初要求額	令和5年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	33,700	18,300	27,400	9,100
財政投融资	11,969	13,835	19,240	5,405
財政融資	11,800	12,100	19,000	6,900
産業投資	169	1,735	240	▲1,495
政府保証債	—	—	—	—

中小



（注）貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。
また、「改要求における事業規模の目安」については、事業規模を12等分したものの。

1-(1)-3 令和5年度の改要求の概要〔日本公庫（農林）、福祉医療機構〕

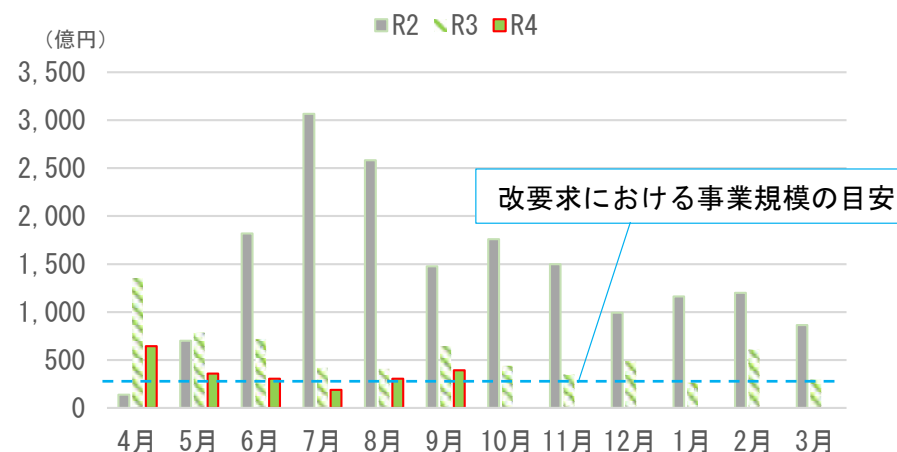
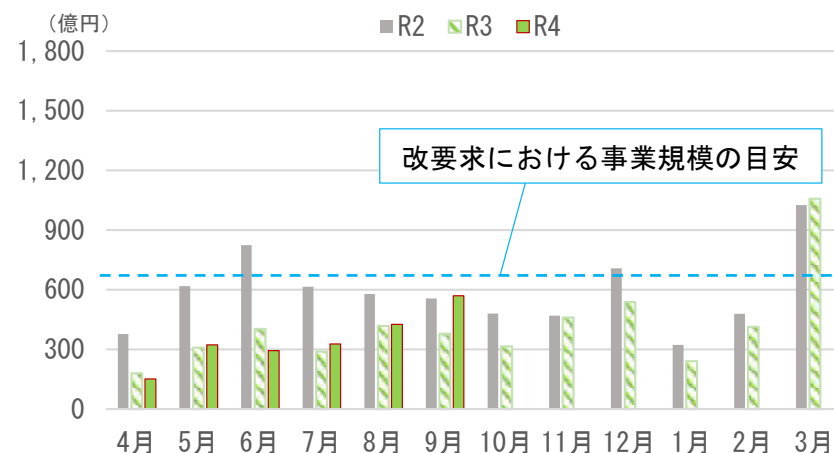
○ 日本政策金融公庫（農林）及び福祉医療機構における財政投融资の改要求は以下のとおり。

（単位：億円）

区分	令和4年度 当初計画額	令和5年度 当初要求額	令和5年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	7,100	6,590	8,190	1,600
財政投融资	6,270	6,090	7,660	1,570
財政融資	6,270	6,060	7,630	1,570
産業投資	-	30	30	-
政府保証債	-	-	-	-
区分	令和4年度 当初計画額	令和5年度 当初要求額	令和5年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	8,686	2,705	3,301	596
財政投融资	8,565	2,046	2,642	596
財政融資	8,565	2,046	2,642	596
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

農林

福祉医療機構



（注）貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。
また、「改要求における事業規模の目安」については、事業規模を12等分したもの。

1-(1)-4 令和5年度の改要求の概要 [まとめ]

○ 新型コロナウイルス感染症等関連融資に関する全体の改要求額は以下のとおり。

日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構の合計

（単位：億円）

区分	令和4年度 当初計画額	令和5年度 当初要求額	令和5年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	108,446	55,705	86,381	30,676
財政投融资	49,824	39,699	60,260	20,561
財政融資	49,635	37,806	59,972	22,166
産業投資	189	1,893	288	▲1,605
政府保証債	—	—	—	—

1-(1)-5 論点

<論点>

- コロナ感染症の影響等を受けた事業者への資金繰り支援を確保しつつ、現下の資金需要等を踏まえた適切な事業規模となっているか。

1. 令和5年度の改要求の概要

(1) 日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

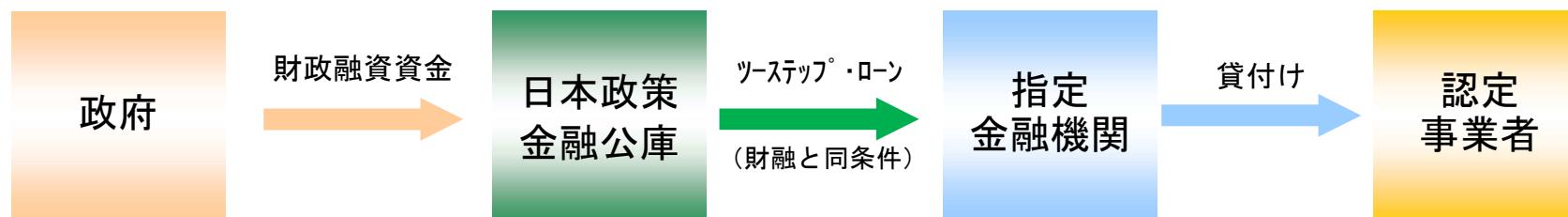
(2) 日本公庫（特定）

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

1-(2)-1 特定事業等促進円滑化業務の概要

- 特定事業等促進円滑化業務は、特定の政策的要請（低炭素、事業再編、5G等）に沿った法律を根拠に、長期・大規模案件（当該政策的要請に沿った取組を進める事業者向け）に資金供給を行う制度。
- 具体的には、特定の法律に基づき、主務大臣より事業計画の認定を受けた認定事業者に対して、日本政策金融公庫を通じた長期・低利のツーステップ・ローン[※]を原資とした指定金融機関による融資を実施するもの。

資金供給の流れ



特定事業等促進円滑化業務の全業務

業務	特定事業 促進円滑化業務	事業再編 促進円滑化業務	事業適応 促進円滑化業務	開発供給等 促進円滑化業務	事業基盤強化 促進円滑化業務	導入 促進円滑化業務	供給確保 促進円滑化業務
根拠法	低炭素投資促進法	産業競争力強化法		5G促進法	造船法	海上運送法	経済安全保障推進法
業務 開始日	平成22年8月16日	平成26年1月20日	令和3年8月2日	令和2年8月31日	令和3年8月24日	令和3年8月24日	令和5年度 開始予定
業務 内容	指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け(ツーステップ・ローン)及び利子補給金の支給 ※利子補給金の支給は、事業適応促進円滑化業務（脱炭素化）のみ						
支援対象（事 業所管大臣が 計画認定）	エネルギー環境適合製品 の開発又は製造を行う 事業を実施する事業者	事業再編等を実施しよ うとする事業者等	事業適応（脱炭素化、 事業再構築、DX投 資）を実施する事業者	特定高度情報通信技術 活用システムを開発供給 等を実施する事業者	事業基盤強化を実施し ようとする造船事業者	特定船舶を導入しよ うとする船舶運航事業者等	特定重要物資等の安定 供給確保を図ろうとする 事業者
主務大臣	経産大臣 財務大臣	経産大臣 財務大臣	経産大臣 財務大臣	経産大臣 財務大臣	国交大臣 財務大臣	国交大臣 財務大臣	内閣総理大臣 財務大臣
指定 金融機関	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行ほか 民間金融機関16行(※)	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行	未定

(※) 令和4年11月25日時点の行数。

1-(2)-2 経済安全保障推進法（「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」）の概要

法律の趣旨

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

法律の概要

1. 基本方針の策定等（第1章） ※令和4年8月1日から施行

- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。
- ・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章） ※令和4年8月1日から施行

国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

- ・国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を指定

事業者の計画認定・支援措置

- ・民間事業者は、特定重要物資等の供給確保計画を作成し、所管大臣が認定
- ・認定事業者に対し、安定供給確保支援法人等による助成やツーステップ・ローン等の支援

政府による取組

- ・特別の対策を講ずる必要がある場合に、所管大臣による備蓄等の必要な措置

その他

- ・所管大臣による事業者への調査

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章） ※公布日(令和4年5月18日)から1年9ヶ月以内に施行

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

4. 先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章） ※令和4年8月1日から施行

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章） ※公布日(令和4年5月18日)から2年以内に施行

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願制限等を措置。

1-(2)-3 第2章（サプライチェーン強靱化）に係る支援スキーム

- 民間事業者が、特定重要物資の供給確保計画を作成し、物資所管大臣が認定。
 - 当該認定を受けた事業者に対し、日本政策金融公庫を通じた長期・低利のツーステップ・ローンを原資とした指定金融機関による融資や、安定供給確保支援法人等による助成を行う。
- (※) 主務大臣は、日本政策金融公庫及び指定金融機関の業務の実施に関する基本指針（供給確保促進円滑化業務等実施基本指針）を策定。



1-(2)-4 改要求の概要

- 今般、特定重要物資として、半導体、蓄電池、抗菌性物資製剤、重要鉱物、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、クラウドプログラム、天然ガス、船舶関連機器の計11分野が指定される見通しとなったことから、供給確保促進円滑化業務に係る事業者の資金需要を調査した上で、改要求を実施。

（供給確保促進円滑化業務については、令和5年度当初要求においては、事項要求としていたところ、今般の改要求において600億円を要求）

（単位：億円）

	令和5年度当初要求額 (A)	令和5年度改要求額 (B)	増加額 (B) - (A)
事業規模 (① + ②)	1,767	2,367	600
財政投融資 (①)	1,767	2,367	600
財政融資	1,767	2,367	600
自己資金等 (②)	—	—	—

1-(2)-5 供給確保促進円滑化業務に係る政策的意義、民業補完性、償還確実性

政策的意義

- 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする民間事業者（所管大臣が認定）に対して、指定金融機関を通じた長期・低利の資金を供給することにより、**特定重要物資等のサプライチェーンの強靱化**を図る。

民業補完性

- 大規模かつ回収に相応の期間を要することから**民間金融機関のみで対応することが困難な設備投資等の資金需要に対応するもの**。
- 供給確保促進円滑化業務等実施基本指針（主務大臣が策定。「実施基本指針」）において、**必要な資金が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上**であることを要件としつつ、**民間金融機関との協調融資**を原則とすることにより、民業補完性を担保。

償還確実性

- 以下のスキームを通じて償還確実性を確保することとしている。

【指定金融機関について】

- ① **実施基本指針において**、指定金融機関が行う供給確保促進業務（「業務」）の**基本的な方向・内容・実施体制等を規定**することにより、業務の適切性を確保。
- ② 業務の実施体制や人的構成等を審査した上で、**業務を適正かつ確実に実施可能と認められる金融機関を指定**。

【民間事業者について】

- ① 指定金融機関は、民間事業者に対する**与信審査を通じた適切な案件の選定・信用リスクの管理**、貸付け後の助言等を実施。
- ② 民間事業者が作成する供給確保計画について、所管大臣が**取組内容の適切性、取組の実施体制や必要資金の額・調達方法の適切性等を審査**した上で認定。認定を受けた民間事業者は、毎年度、計画の実施状況を所管大臣に報告。

1-(2)-6 論点

<論点>

- 新規業務である供給確保促進円滑化業務について、政策的意義や民業補完性、償還確実性は十分認められるか。

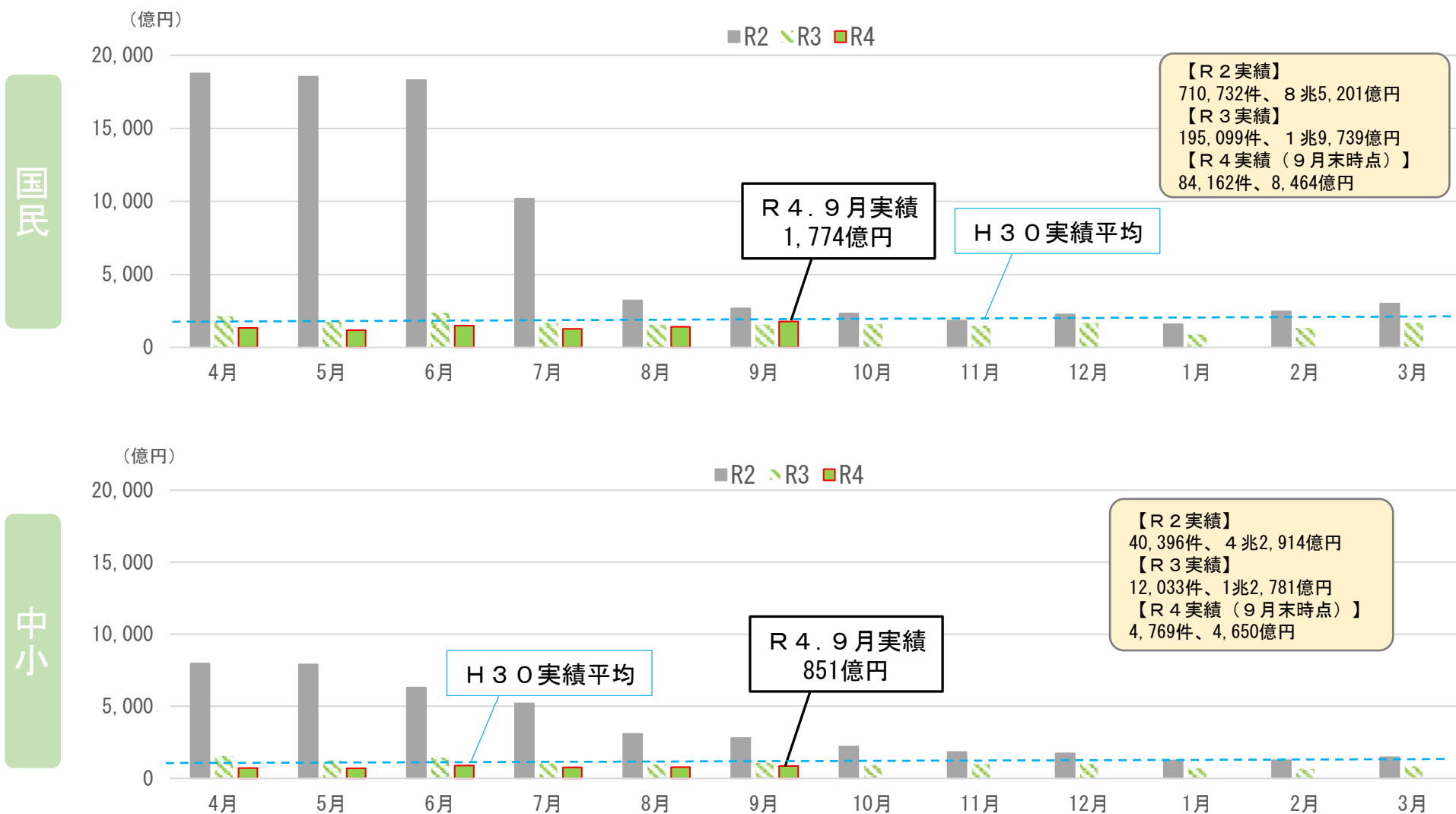
1. 令和5年度の改要求の概要

(1) 日本公庫（国民・中小・農林）、福祉医療機構

(2) 日本公庫（特定）

（参考）新型コロナウイルス感染症関連融資実績等

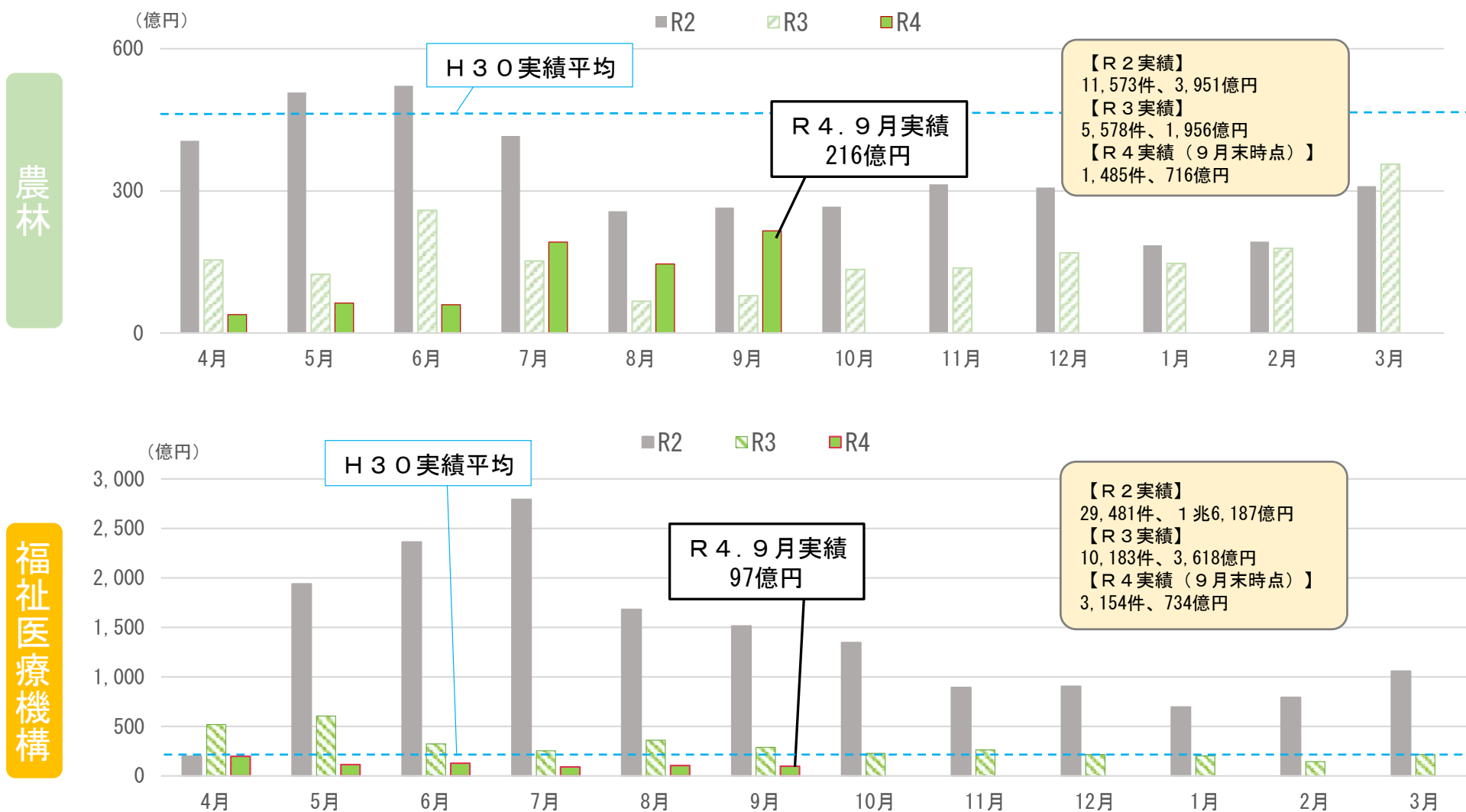
(参考 1) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績



(注 1) R 2、R 3 及び R 4 は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績。

(注 2) 「H30実績平均」は、H30の事業資金全体の実績を12等分したもの。

(参考2) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

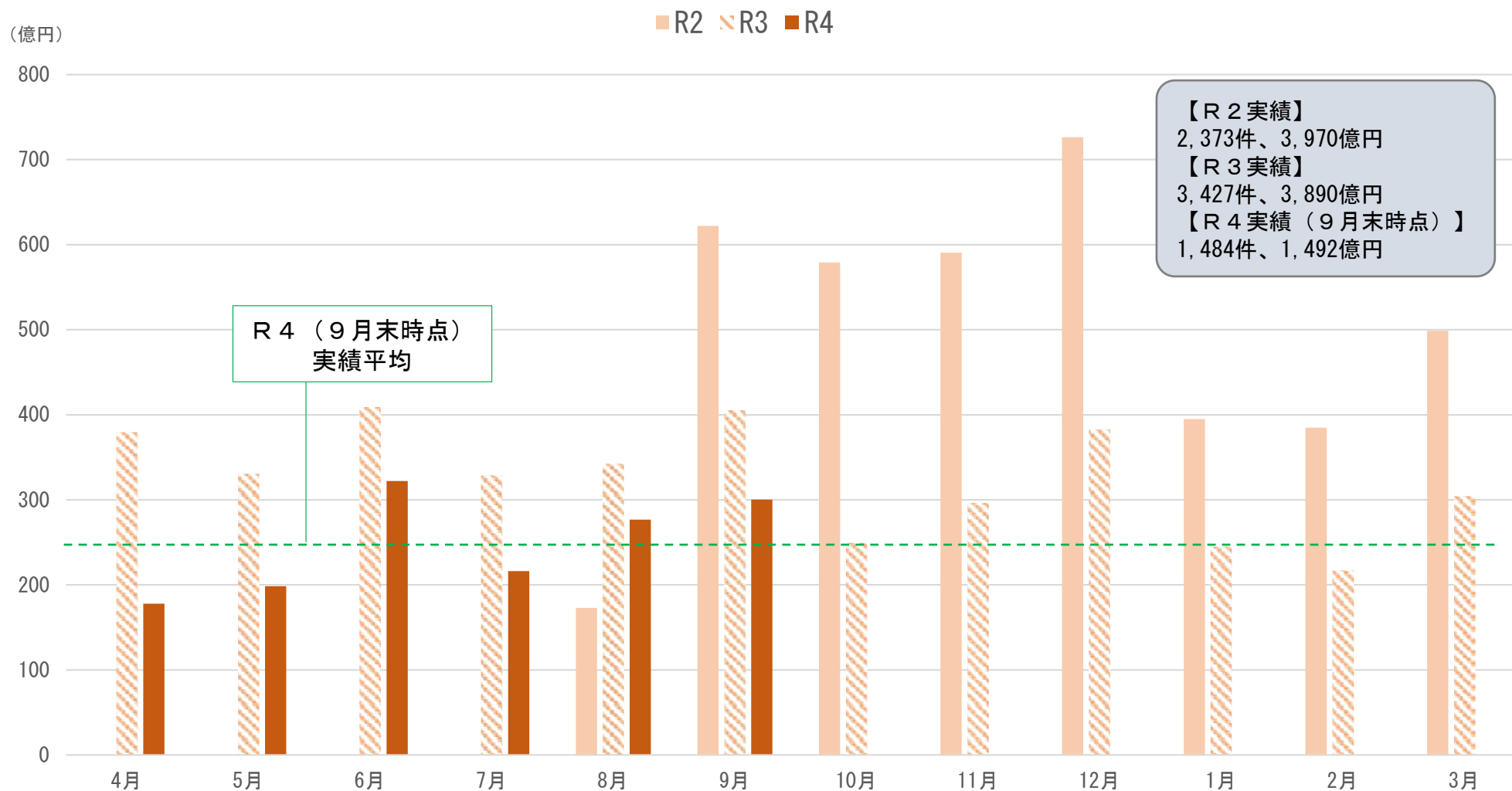


(注1) R2、R3及びR4は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績。

(注2) 「H30実績平均」は、H30の事業資金全体の実績を12等分したもの。

(参考3) 新型コロナ対策資本金性劣後ローン実績

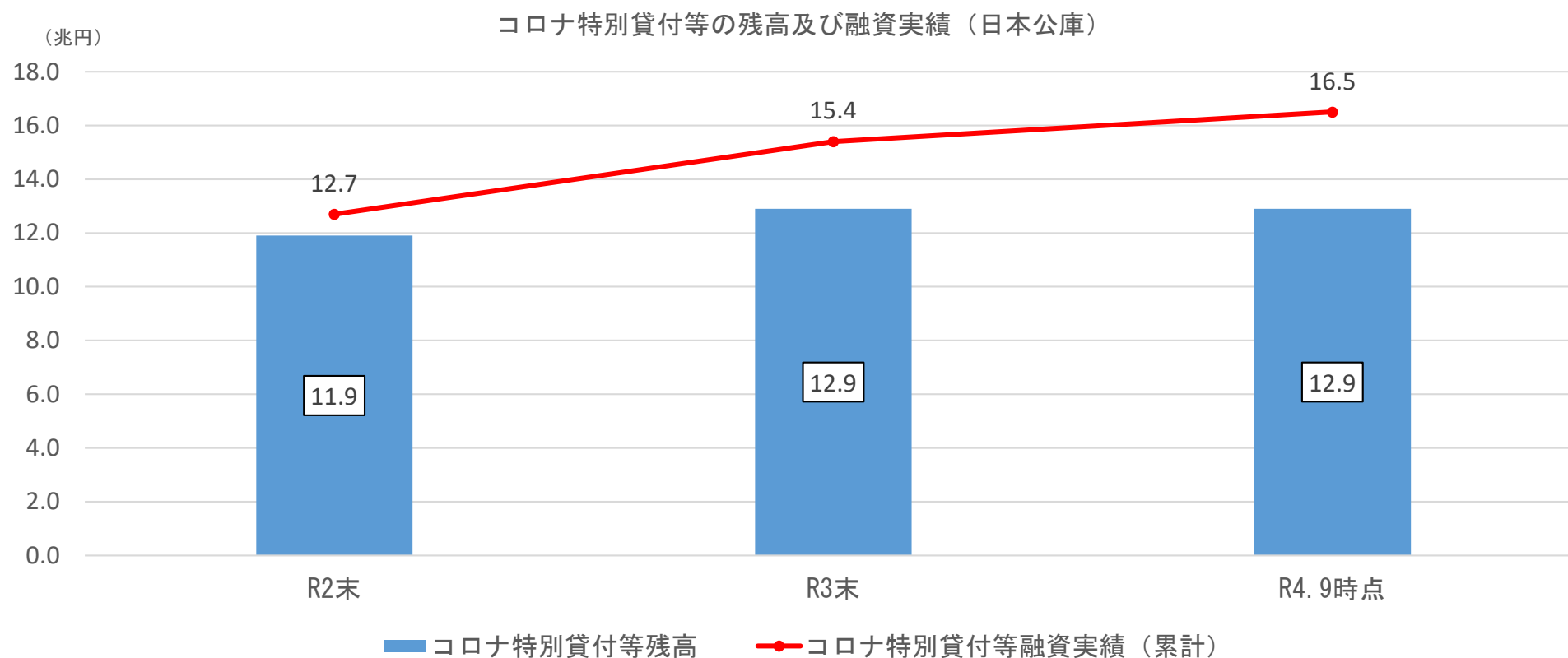
公庫の新型コロナ対策資本金性劣後ローンの実績推移



(注) 「R4（9月末時点）実績平均」は、R4.9月末時点の新型コロナ対策資本金性劣後ローンの実績を6等分したもの。

（参考 4） 政策対応に基づくコロナ関連融資残高（日本政策金融公庫）

- 新型コロナの影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰り支援として、令和 2 年 3 月より「スーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）」を実施している。
- スーパー低利・無担保融資については、令和 4 年 9 月末時点で約 16.5 兆円の融資を決定しており、そのうち残高は、約 12.9 兆円となっている。



（注）融資実績は、制度創設当初から当該時点までの融資決定実績の累計値。

(参考5) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和4年12月1日時点】

	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者 （１）最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前４年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している （２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して５％以上減少している者 ①過去３ヵ月（最近１ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高	
貸付期間 ＜据置期間＞	設備資金：20年以内＜うち５年以内＞ 運転資金：20年以内＜うち５年以内＞	
貸付限度	別枠　8,000万円（国民）、6億円（中小）	
貸付金利	6,000万円以下（国民）	当初３年間：基準利率（災害）－0.9％、３年経過後：基準利率（災害）
	4億円以下（中小）	
	6,000万円超（国民）	基準利率（災害）
	4億円超（中小）	
担保	無担保	

(注) R4.12.1現在の基準利率(災害)：中小1.03%、国民1.13%(貸付期間5年以内の場合。信用力や担保の有無にかかわらず一律。)

(参考6) 「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和4年12月1日時点】

	新型コロナ対策資本金性劣後ローン
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者 ② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築^(※1)されている事業者^(※2) （※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象
貸付期間	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）
貸付金利 （令和4年12月時点）	当初3年間及び4年目以降赤字の場合：0.50% 4年目以降黒字の場合：2.60%（5年1ヵ月、7年、10年）、2.70%（15年）、2.95%（20年）
貸付限度	別枠 1社あたり7,200万円（国民）、1社あたり10億円（中小）
担保・保証人	無担保・無保証人
特徴	① 金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ② 本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後

(参考 7) 「農林漁業セーフティネット資金」の概要 [日本公庫 (農林)]

【令和 4 年 1 2 月 1 日時点】

	農林漁業セーフティネット資金 (コロナ特例)
貸付対象	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある農林漁業者 (注 1)
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜うち 3 年以内＞
貸付限度	一般 : 1, 200万円 特認 (注 2) : 年間経営費等の12／12以内
貸付金利	5年貸付 : 0. 35% 10年貸付 : 0. 45% 15年貸付 : 0. 65% ※令和 4 年11月18日現在の例
担保	無担保
備考	公益財団法人農林水産長期金融協会等が借入者に利子助成することで、貸付当初 5 年間 (林業者については10 年間) が実質無利子となる。 (注 1) 次に掲げる農林漁業者が対象。 個人 : 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人 : 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1, 000万円以上の方 等 (注 2) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から貸付限度額の引上げが必要と認められる場合に適用。

(参考8) 「新型コロナウイルス対応支援資金」の概要〔福祉医療機構〕

	新型コロナウイルス対応支援資金		【令和4年12月1日時点】
区分	医療貸付		福祉貸付
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している施設等		同左
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜5年以内＞		同左
融資限度額	病院 7.2(10)億円、老健・介護医療院 1億円、診療所 4,000(5,000)万円、それ以外の施設 4,000万円又は「前3年いずれかの年の同月からの減収の12ヶ月分」の高い方		なし
無担保	① コロナ対応医療機関等 「病院 3(6)億円、診療所 4,000(5,000)万円」又は 「前3年いずれかの年の同月からの減収の6ヶ月分」の高い方 ② ①以外の施設 病院 3(6)億円、老健・介護医療院1億円、診療所4,000(5,000)万円、 それ以外の施設4,000万円		6,000万円 ※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合1億円
貸付金利	① コロナ対応医療機関等 (1) 病院・診療所 「病院1(2)億円、診療所4,000(5,000)万円」又は 「前3年いずれかの年の同月からの減収の2ヶ月分」の高い方 (2) (1)以外の施設 老健・介護医療院 1億円、それ以外の施設4,000万円	(当初5年間) 左記金額まで：無利子 左記金額超の部分：基準金利 (6年目以降) 基準金利	(当初5年間) 6,000万円まで：基準金利 6,000万円超の部分：基準金利+0.8% (6年目以降) 基準金利+0.8% ※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合 (当初5年間) 1億円まで：基準金利 1億円超の部分：基準金利+0.8% (6年目以降) 基準金利+0.8%
	② ①以外の施設 病院1(2)億円、老健・介護医療院1億円、 診療所4,000(5,000)万円、それ以外の施設4,000万円	(当初5年間) 左記金額まで：基準金利 左記金額超の部分：基準金利+0.8% (6年目以降) 基準金利+0.8%	
備考	（ ）内は前3年いずれかの年の同月から医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設の場合 「コロナ対応医療機関等」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入、自宅・宿泊療養者に対する健康観察や診療の実施、医療人材の派遣等について、都道府県との間において、委託契約や協定の締結等を行った医療機関等		—

財政制度等審議会 財政投融资分科会
説明資料

独立行政法人国際協力機構

令和4年12月9日
財務省理財局

<目 次>

1. 機関の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 償還確実性について

<目 次>

1. 機関の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 償還確実性について

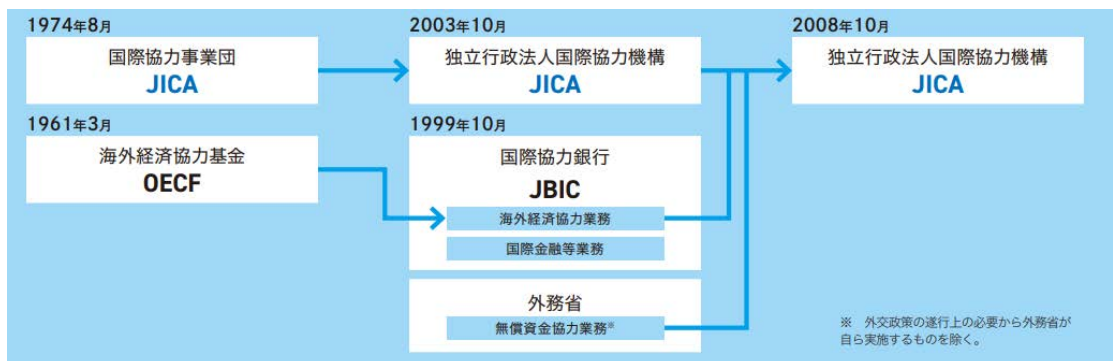
1-1. 機関の概要

独立行政法人国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)

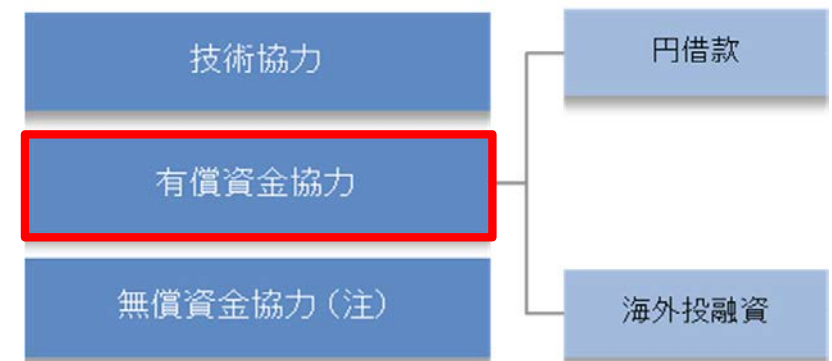
■ 設立	2008年（平成20年）10月1日（旧海外経済協力基金1961年（昭和36年）設立）
■ 役職員数	1,955人
■ 資本金	8兆2,492億円
■ 支店・事務所等	海外拠点96ヶ所 国内拠点15ヶ所
■ 出融資残高	14兆4,877億円
■ 発行体格付	A+（S&P）、AA+（R&I）
■ 組織の目的	開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。（JICA法第3条）

（2022年3月31日時点）

組織の沿革



JICAの主要3業務



（注） 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く

1-2. 有償資金協力業務①

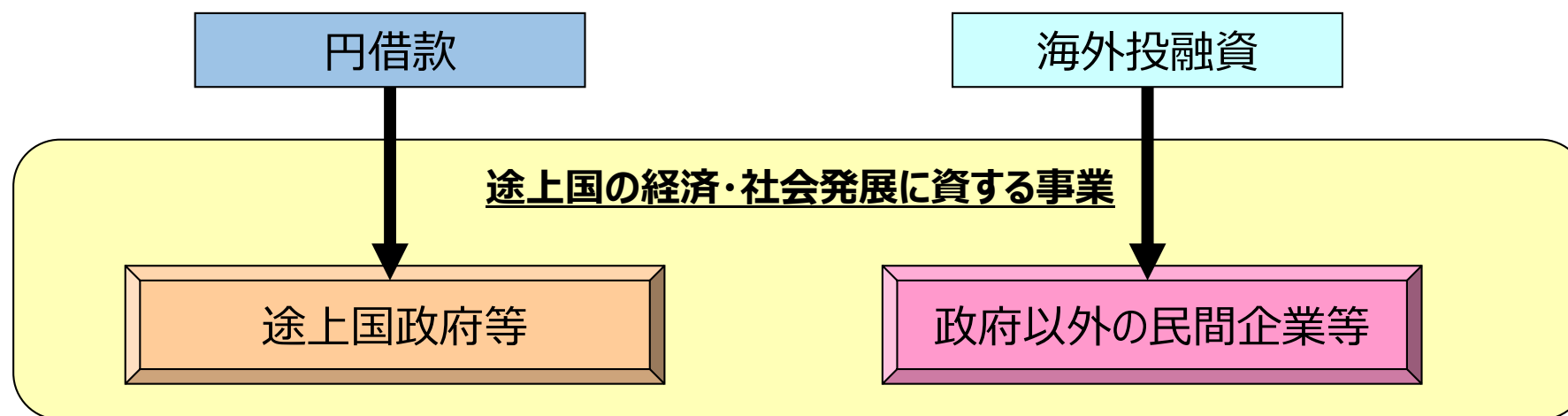
独立行政法人国際協力機構法 第13条第1項第2号

1. 円借款

「条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。」

2. 海外投融資

「我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。」



1-2. 有償資金協力業務②

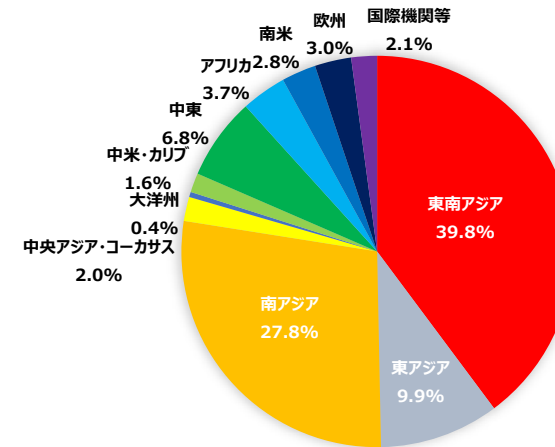
有償資金協力出融資残高（※）

（単位：億円）

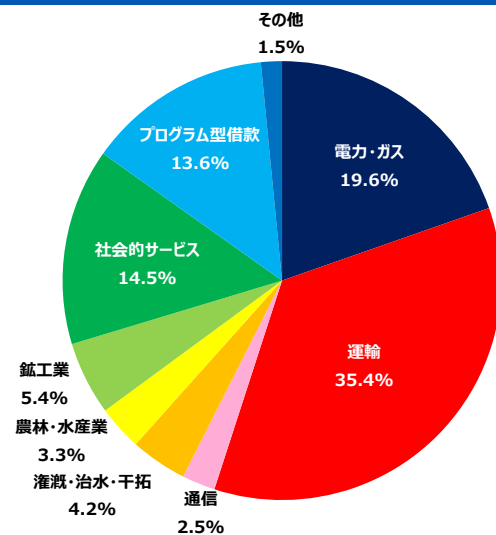
	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
円借款	122,968	125,751	128,806	135,451	141,693
海外投融資	953	1,155	1,323	2,126	3,185
合計	123,921	126,906	130,129	137,577	144,878

（※）債権管理上の実績値であり、独法会計基準に基づく決算値と計上方法が異なります。

地域別円借款承諾割合（累計）（2021年度末時点）



分野別有償資金協力承諾割合（累計）（2021年度末時点）



円借款残高上位10カ国（2021年度末時点）

	国名	残高(単位:億円)	シェア(単位:%)
1	インド	26,871	19.0
2	ベトナム	15,395	10.9
3	インドネシア	12,034	8.5
4	バングラデシュ	11,762	8.3
5	フィリピン	8,990	6.3
6	中華人民共和国（※）	7,699	5.4
7	パキスタン	5,688	4.0
8	イラク	4,886	3.4
9	ミャンマー	4,744	3.3
10	スリランカ	3,678	2.6

（※）中華人民共和国への新規円借款供与は、2007年12月をもって終了。

1-3. 財務状況（有償資金協力勘定）

- 有償資金協力勘定の貸借対照表（令和3年度末）では、一般会計からの出資金と利益剰余金を合わせた自己資本は約10.1兆円、自己資本比率は約71%となっている。
- 過去5年間の期間損益においては、全て当期純利益を確保しているものの、直近2年間は与信関係費用の増加等により純利益の水準は低下。

貸借対照表（令和3年度）

（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,588	財政融資資金借入金	30,427
貸付金	141,402	社債	10,442
貸倒引当金	△ 3,142	その他	449
その他	2,564	負債の部合計	41,319
		（純資産の部）	
		資本金	82,491
		利益剰余金	18,553
		その他	47
		純資産の部合計	101,092
資産の部合計	142,412	負債及び純資産の部合計	142,412

※単位未満切り捨て

損益計算書（令和3年度）

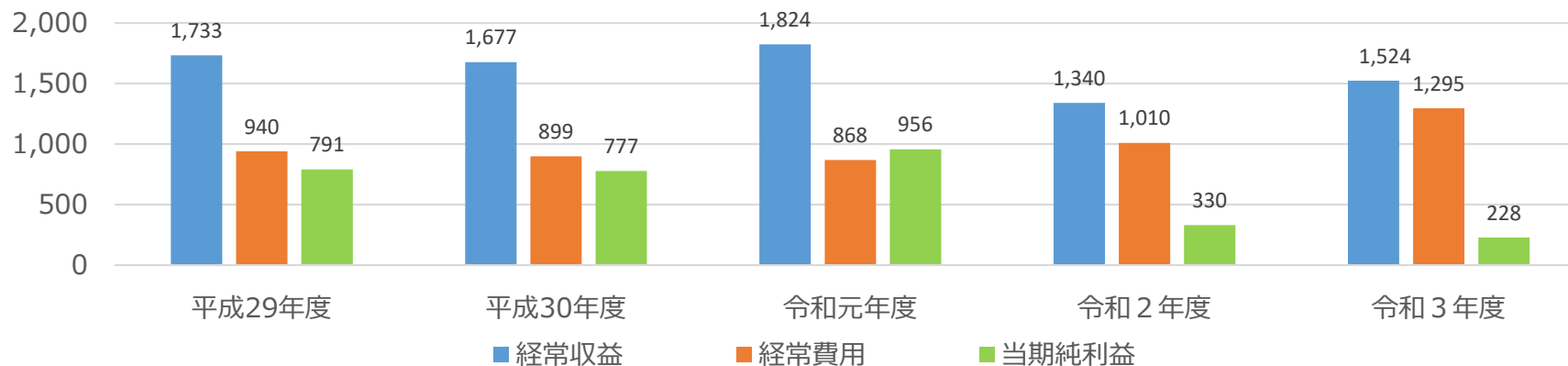
（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
経常費用	1,295	経常収益	1,524
債券利息	84	貸付金利息	1,185
借入金利息	125	その他	338
貸倒引当金繰入	508		
その他	577		
経常利益	228		
臨時損失	0	臨時利益	0
		当期純利益	228

※単位未満切り捨て

経常収益・経常費用・当期純利益の推移

（単位：億円）



<目 次>

1. 機関の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 償還確実性について

2. 改要求の概要

- 令和5年度当初要求においては、8,336億円の財政投融資を要求していたが、一部の外貨建ての案件について、足元における円安の水準を踏まえて追加の資金需要を見直したほか、執行確度の高まった一部の案件について、資金需要を見直した結果、当初要求比4,350億円増の12,686億円の財政投融資を要求。

(単位：億円)

	令和5年度当初要求額 (A)	令和5年度改要求額 (B)	増加額 (B) - (A)
事業規模 (① + ②)	14,700	18,940	4,240
円借款	13,800	17,685	3,885
海外投融資	900	1,255	355
財政投融資 (①)	8,336	12,686	4,350
財政融資	6,212	10,431	4,219
政府保証 (外債)	2,124	2,255	131
自己資金等 (②)	6,364	6,254	△110
財投機関債 (国内債)	800	800	—
一般会計出資金	489	489	—
その他 (回収金-償還金等)	5,075	4,965	△110

<目 次>

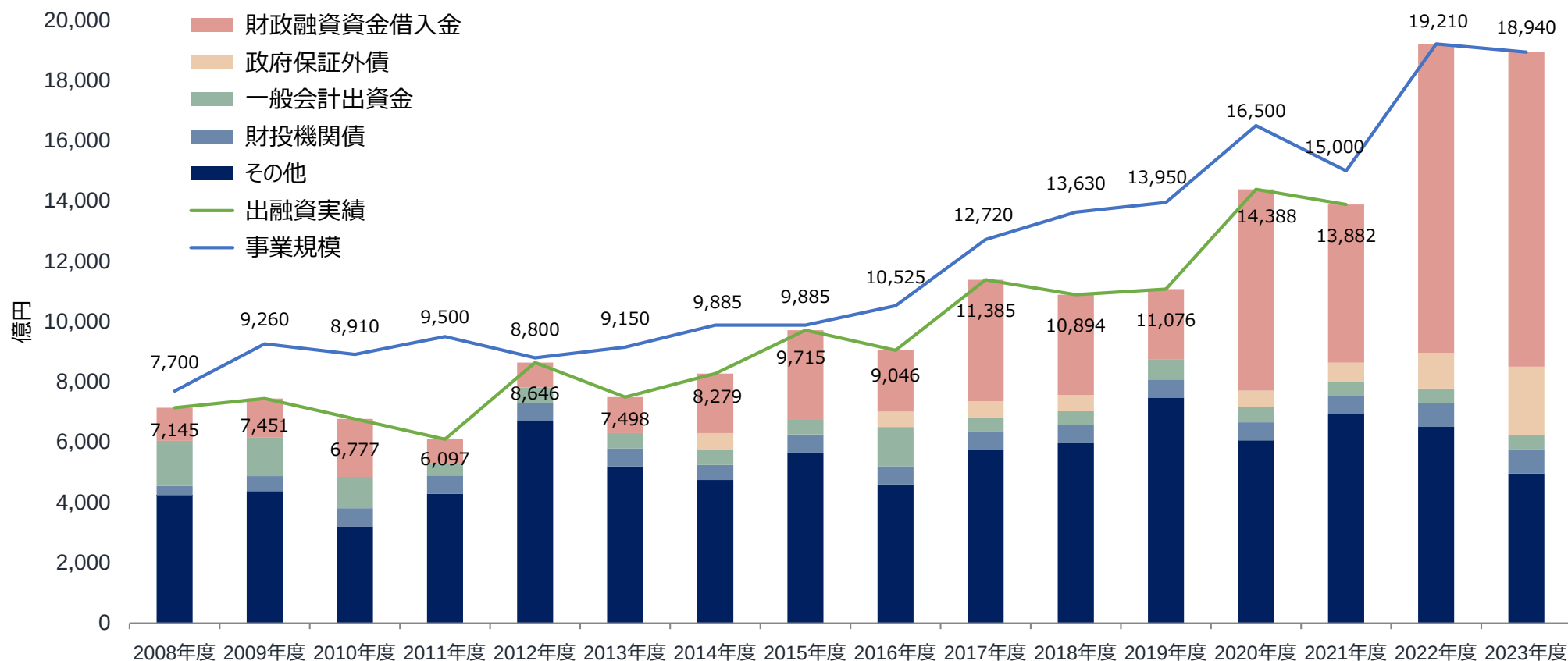
1. 機関の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 償還確実性について

3-1. 論点を巡る状況（事業規模の推移）

- 日本企業のインフラシステム海外展開におけるODAの戦略的活用や新型コロナ危機対応緊急支援借款の実施等のため、近年、事業規模は拡大傾向。
- こうした中、4年度2次補正では、ウクライナ情勢による物価高騰などを受けて、脆弱性が高まっている開発途上国等に対し緊急財政支援を実施するほか、円安の影響を受けた追加の資金需要に対応するため、5,010億円の財政融資を追加し、事業規模は1.92兆円を計上。
- 令和5年度改要求では、事業規模1.89兆円とこれに次ぐ水準となっている。



(注1) 2008年度分は、国際協力銀行海外経済協力勘定(上期)及び国際協力機構有償資金協力部門(下期)の合算値。

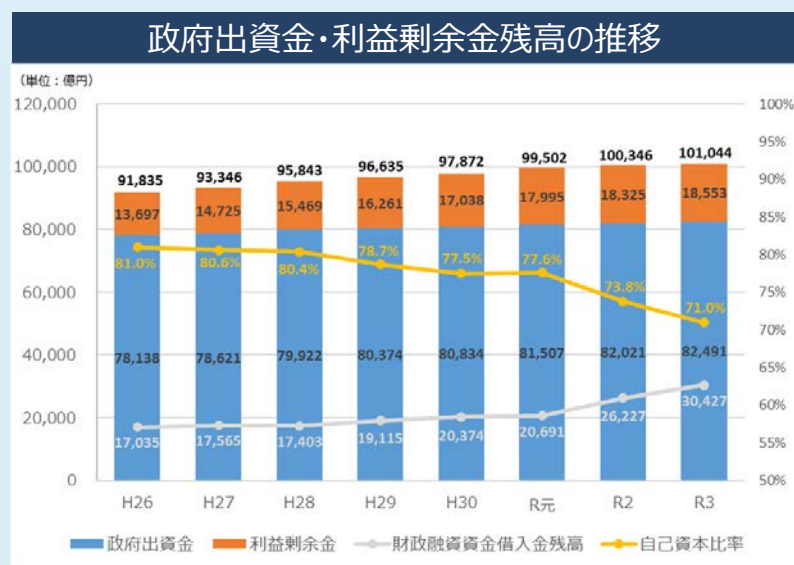
(注2) 補正予算が措置された年度は、補正予算反映後の数値。

3-2. 論点を巡る状況（機構の対応）

- 資金調達に占める有利子負債の割合が拡大する中、機構では、自己資本の拡充、資産自己査定及び償却・引当の適切な実施、調達コストの抑制等に努めている。

自己資本の拡充

- 一般会計からの出資金受入や利益剰余金の積立により自己資本を拡充。



資産自己査定及び償却・引当

- 決算期毎の資産自己査定及び同結果を踏まえた償却・引当を每期適切に実施。

銀行法及び金融再生法に基づく債権（単位：億円）

	2021年3月末	2022年3月末	2022年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	871	871	871
要管理債権	4,688	6,099	8,207
三月以上延滞債権	2	0	1,164
貸出条件緩和債権	4,685	6,098	7,043
小計①	5,558	6,969	9,077
正常債権②	129,065	134,766	138,159
合計③＝①＋②	134,624	141,735	147,236
①／③（％）	4.13	4.92	6.17
貸倒引当金金額	2,634	3,143	3,190

【論点】

- 開発途上地域の脆弱性が高まっている中、円安の影響等から事業規模を増額しているが、機構における対応を踏まえ、償還確実性に問題はないか。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
(地域公共交通等勘定(地域公共交通融資・物流施設融資))

令和4年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要
2. 改要求の概要
3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義 編成上の論点② 償還確実性

1-1. (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

【沿革】

平成15年10月1日に、日本鉄道建設公団※¹と運輸施設整備事業団※²を統合して設立。

※¹ 昭和39年3月に国鉄の新線建設業務を分離して設立された特殊法人であり、平成10年10月に日本国有鉄道清算事業団の業務を承継。

※² 船舶整備公団(昭和34年6月に国内旅客船舶公団として設立)と鉄道整備基金(昭和62年4月新幹線鉄道保有機構として設立)を平成9年10月に統合した特殊法人であり、平成13年3月に造船業基盤整備事業協会の業務の一部を承継。

【業務の概要】

輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した輸送体系の確立を図るため、整備新幹線や都市鉄道等の整備やその支援、船舶の共有建造のほか、BRT(Bus Rapid Transit)等の地域公共交通ネットワークの構築に対する支援といった業務を遂行している。

鉄道建設等業務

【主な業務】

- 整備新幹線の建設・保有・貸付
- 都市鉄道等の建設・譲渡等
- 海外の高速鉄道に関する調査・設計等



北海道新幹線

鉄道助成業務

【主な業務】

- 鉄道事業者等に対する補助金の交付等
- 中央新幹線建設資金の貸付



おおさか東線

船舶共有建造等業務

【主な業務】

- 機構と海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造
- 事業者に対し必要な技術的支援を実施



高度二酸化炭素低減化船

地域公共交通出資等業務

【主な業務】

- 地域公共交通ネットワークの再構築を担う新設事業運営会社に対する出資
- 流通業務の総合化等の促進に資する事業の実施に必要な資金の貸付



BRT(イメージ)

特例業務(国鉄清算業務)

【主な業務】

- 旧国鉄職員に対する年金給付費用等の支払
- J R二島貨物会社の経営自立に向けた支援



青函トンネル用機関車

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

2-1. 地域公共交通活性化再生法の支援枠組み

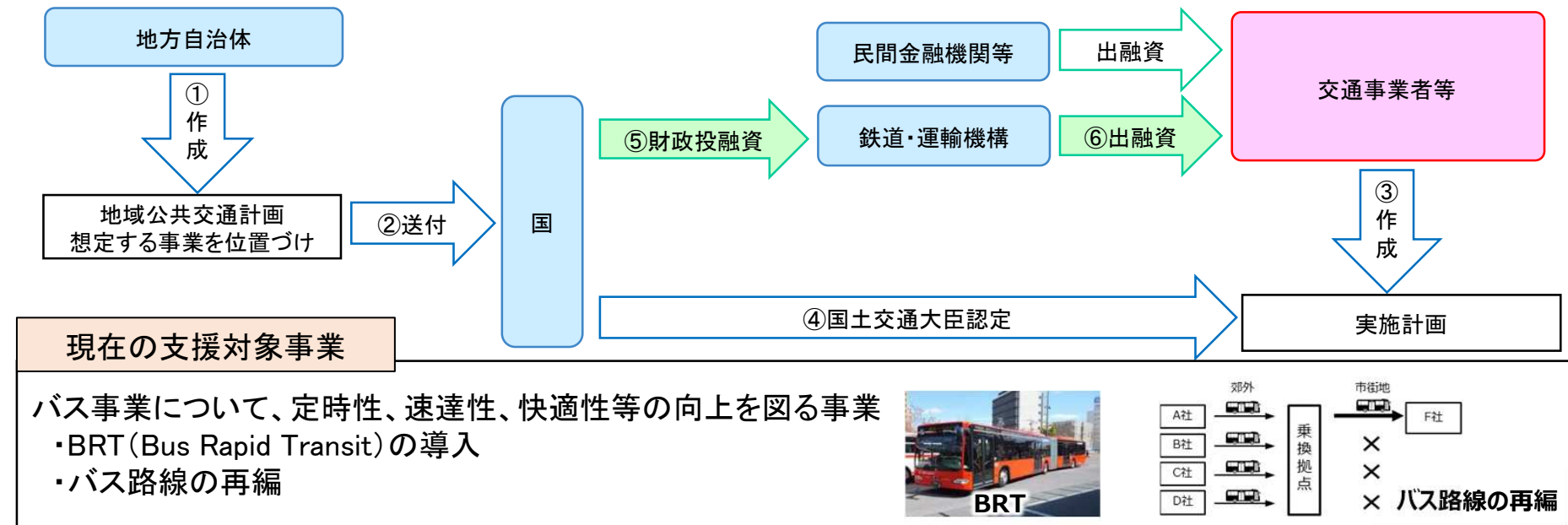
【目的】

- 地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間交流の促進並びに交通に係る環境負荷低減を図るための基盤となる地域旅客運送サービスの提供の確保を図る。

【制度の概要】

- 地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利便性の向上を図る事業を認定し、認定された事業の実施主体に対する鉄道・運輸機構の出資等を通じて支援する。

○地域公共交通活性化再生法に基づく財政投融资支援スキーム



追加予定の支援対象事業

バス及びタクシーのDX・GXによる利便性向上と経営力強化を図る事業

- ・交通DX: 汎用型キャッシュレス決済への刷新
- ・交通GX: EV車両、エネルギーマネジメントシステムの導入 等



電気バス



充電設備



汎用型キャッシュレス

2-2. 物流総合効率化法の支援枠組み

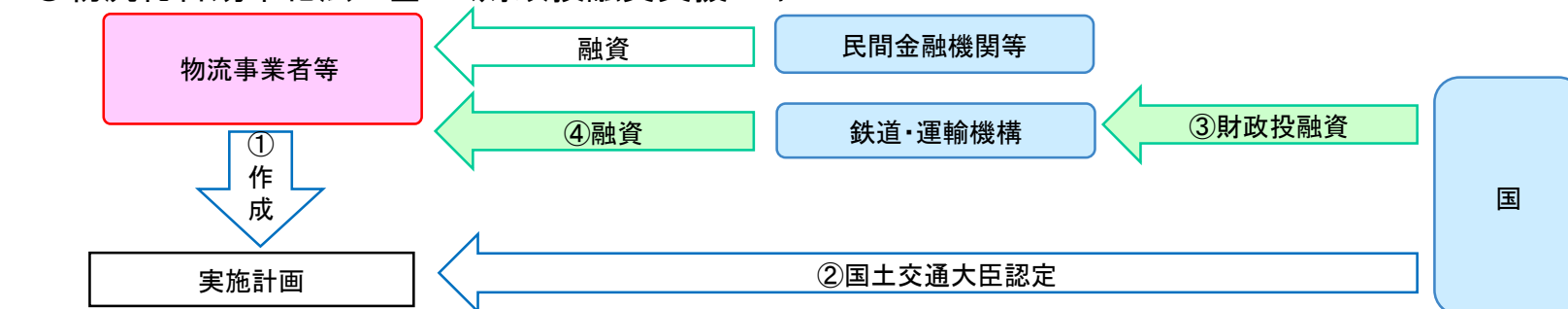
【目的】

- 我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多様化等への対応、環境負荷の低減及び流通業務に必要な労働力の確保を図る。

【制度の概要】

- ニ以上の者が連携して、流通業務の総合化（輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。）及び効率化（輸送の合理化）を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの（流通業務総合効率化事業）を認定し、認定された事業の実施主体に対する鉄道・運輸機構の融資を通じて支援する。

○ 物流総合効率化法に基づく財政投融资支援スキーム



現在の支援対象事業

- 輸送モードの結節を行う機能等を有する一定規模の物流拠点施設を整備する事業
- ・ 幹線輸送と都市内輸送を結節する自動車ターミナル等の広域物流拠点
- ・ 幹線輸送を効率化するための中継輸送の物流拠点



追加予定の支援対象事業

物流のDX・GXによる効率化、生産性向上及び環境負荷の低減を図る事業

- ・ 物流DX: 物流施設の自動化に必要な施設の導入
- ・ 物流GX: EV車両、再生可能エネルギー関係施設の導入 等



2-3. 改要求の概要

- 地域旅客運送サービスの提供の確保を図るため、これまでのBRT等を担う新規会社への出資等に加え、財政融資による交通DX・交通GXを通じた利便性向上と経営力強化を図る取組を支援。
- また、物流の更なる効率化を推進するため、これまでの財政融資による物流拠点施設への支援に加え、物流DX・物流GXを通じた効率化、生産性向上及び環境負荷の低減を図る取組を支援。

(単位: 億円)

	R4計画	R5当初要求額 (A)	R5改要求額 (B)	(B) - (A)
地域公共交通等勘定 (地域公共交通融資)	—	—	63	63
財政融資	—	—	63	63
地域公共交通等勘定 (物流施設融資)	4	—	20	20
財政融資	4	—	20	20
合計	4	—	83	83

1. 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

3-1. 編成上の論点

<論点>

- 低利な財政融資による支援を行うに当たり、DXやGXの観点を含む政策目的に沿って公に裨益するかどうかを吟味していくべきではないか。
- 物流においては融資の償還確実性を審査する既存の体制があるが、新たに融資を行うこととなる地域公共交通を含め、償還確実性を十分にチェックしていくべきではないか。

3-2. 編成上の論点①政策的意義：財政融資対象イメージ

融資対象イメージ①(交通DX)

- 路線バスへの非接触型クレジットカード決済手法やQRコード決済手法の大規模導入、定期券購入のオンライン化等を推進する。
- これにより、外国人旅行者を含む利用者のキャッシュレス決済環境の整備、窓口業務の効率化を図る。更に、利用者データを活用し運行路線・ダイヤの効率化等を実施する。
- これらを通じ、利用者の利便性向上や事業者の経営力強化を推進することによって、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る。



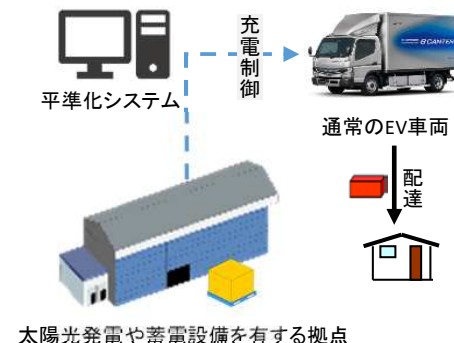
融資対象イメージ②(交通GX)

- EVタクシーの大規模導入と、その運用を可能にするための配車システムに給電管理を一体的に実施する機能を加えたエネルギーマネジメントシステムの構築を推進する。
- これにより、車両・充電設備の最適配置、給電時の機会損失減少、電気代低廉化等を図る。
- これらを通じ、事業者の経営効率化を通じた持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保を図るとともに、2035年の乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標※1の達成に貢献する。



融資対象イメージ③(物流GX)

- 各物流拠点において、EVトラックの大規模導入と、太陽光発電や蓄電施設等を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築を推進する。
- これにより、物流ダウンタイム(車両の停滞)削減、車両・充電設備の最適配置、電力需要の平準化等を図る。
- これらを通じ、物流業務の効率化の促進を図るとともに、2030年の小型トラック新車販売に占める電動車の割合を20~30%とする政府目標※1の達成に貢献する。



※1: グリーン成長戦略(令和3年6月18日策定)

3-3. 編成上の論点②償還確実性： 鉄道・運輸機構の審査体制について（物流施設融資業務）

●償還確実性の観点からの要件設定

償還確実性を確保するため、主に以下の要件を設定。

- ・担保の提供、保証人の保証等により、所要の債権保全が図られること
- ・信用格付機関が付与する信用格付けを有し、投資適格水準を満たしていること

※信用格付けがない場合は国土交通省及び鉄道・運輸機構が別途償還確実性に問題がないと認めた場合に限る。

●継続的なモニタリングの実施

モニタリング段階においては、毎年度、事業者に対して必要な書類の提示を求め、貸付期間中の事業の進捗状況、財務の健全性等を確認し、償還確実性の評価を実施。

●第三者委員会によるチェック体制

上記の審査・モニタリングの適正性を確保するため、外部有識者から構成される第三者委員会を設置し、審査段階での融資の妥当性やモニタリング段階での毎年の事業の進捗評価、想定外の事態が生じた場合に執るべき措置について、意見聴取を実施。

→ 新たな交通DX・交通GXに関する融資業務についても、類似の審査体制を講じていく予定

(参考①) 関連法令の法目的

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における旅客の運送に関するサービス(以下「地域旅客運送サービス」という。)の提供を確保するために地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達の円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(参考②)グリーン成長戦略(令和3年6月18日策定)(抄)

4. 重要分野における実行計画

(5)自動車・蓄電池産業

自動車は、電動化を推進する。この取組は、自動車産業のみならず、エネルギー供給、様々な産業、生活や仕事、モビリティや物流、地域やまちづくりに関わるものであり、支援・規制等の幅広い政策をパッケージとして、積極的に総動員しなければならない。…(略)…。

こうした基本的な考え方の下、以下の取組を進めていくことにより、日本はこの分野でのリーダーを目指さなければならない。

2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。

商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で、電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに、2040年の電動車の普及目標を設定する。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

自動車安全特別会計(空港整備勘定)

令和4年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要
2. 改要求の概要
3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

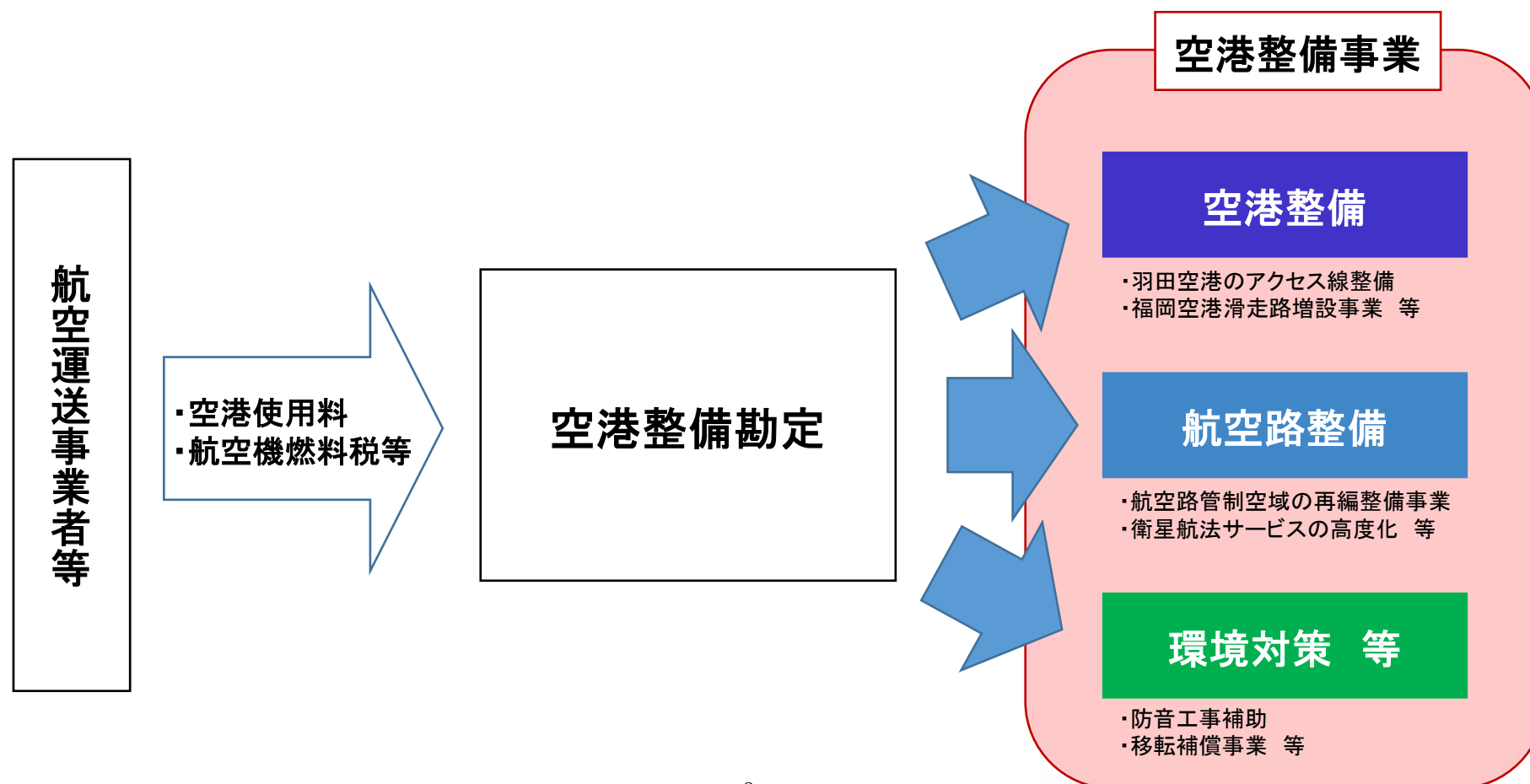
1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義 編成上の論点② 償還確実性

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要

- 空港整備事業等に係る歳入歳出を経理。
- 羽田空港の再拡張事業等による借入金の償還完了年度である令和22年度の末日までの経過勘定。
- 具体的には、航空運送事業者等からの空港使用料収入や航空機燃料税等を財源として、空港整備事業、航空路整備事業、環境対策事業、空港等の維持運営等を実施。



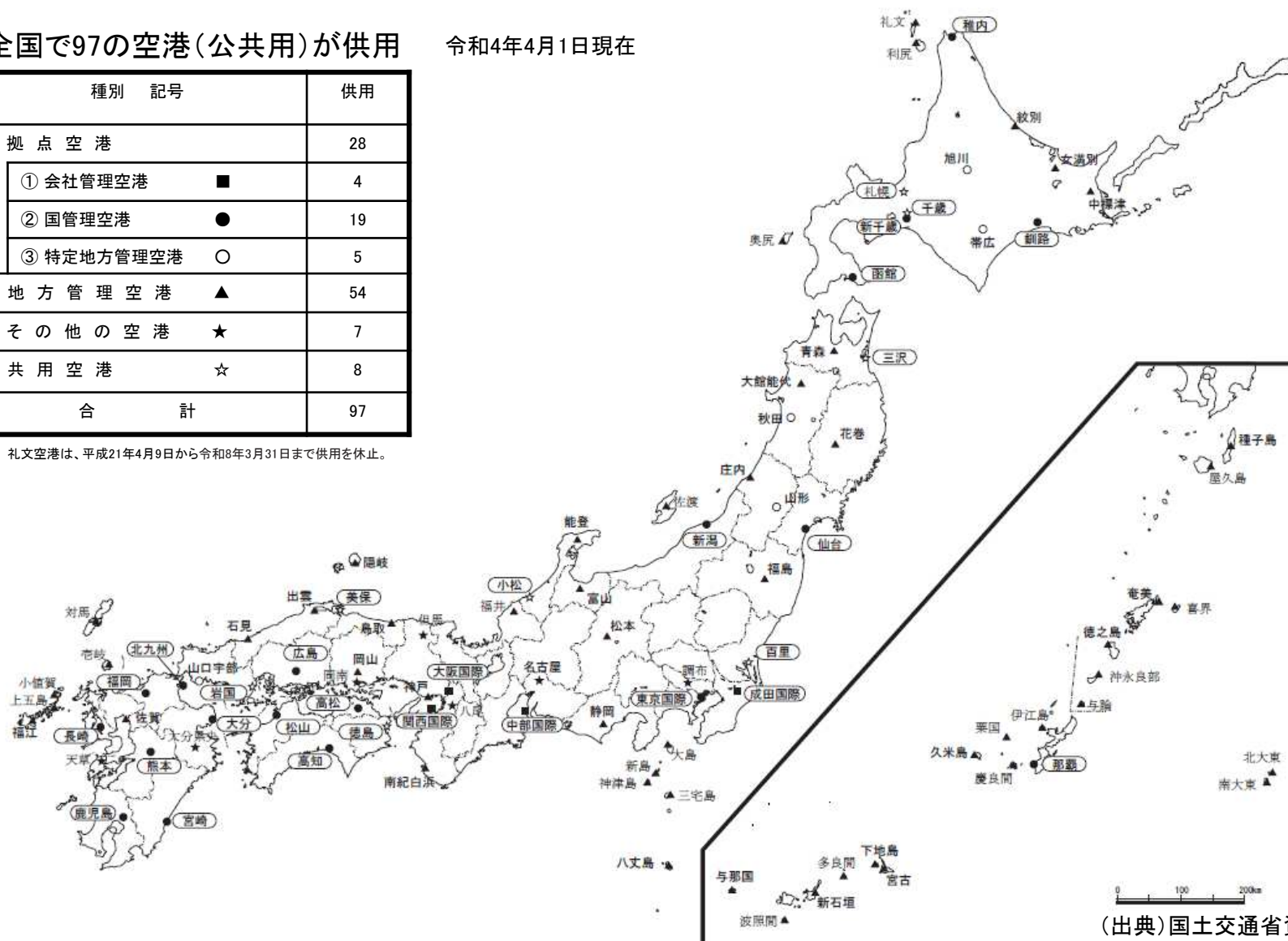
(参考) 空港一覧

全国で97の空港(公共用)が供用

令和4年4月1日現在

種別	記号	供用
A 拠点空港		28
① 会社管理空港	■	4
② 国管理空港	●	19
③ 特定地方管理空港	○	5
B 地方管理空港	▲	54
C その他の空港	★	7
D 共用空港	☆	8
合 計		97

*1 礼文空港は、平成21年4月9日から令和8年3月31日まで供用を休止。



(出典) 国土交通省資料

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

2. 改要求の概要

○ 国内外の交流や国民生活、経済活動を支える航空ネットワークの維持・回復のため、またポストコロナも見据えた空港の機能強化や防災対策等を進めるため、財政融資資金を活用し、必要な空港インフラ整備等を実施。

(単位: 億円)

		R4計画	R4補正追加	R5当初要求額 (A)	R5改要求額 (B)	(B)－(A)
財政投融资		1,645	—	791	1,185	394
	財政融資	1,645	—	791	1,185	394

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点① 政策的意義
編成上の論点② 償還確実性

3-1. 編成上の論点

<論点>

- 空港整備勘定においては、羽田空港の再拡張事業等の実施以降、財政投融資を活用せず事業を行ってきたが、新型コロナウイルスの影響により航空需要が減少する中でも必要な設備投資を続けるため、令和2年度から再び財政融資を措置し、支援してきたところ。
- 令和5年度においても、ポストコロナの経済活動回復を見据えた拠点空港・地方空港における空港機能強化等に必要な設備投資が進められるよう、財政融資を措置すべきではないか。
- 他方で、償還確実性の観点から、足元の航空需要の回復状況も踏まえつつ、空港整備勘定の歳入・歳出の構造をよく確認すべきではないか。

3-2. 編成上の論点①政策的意義：防災・減災・老朽化対策の必要性

- 近年、自然災害が激甚化するなか、台風や豪雨災害による被害が発生していること等を踏まえ、浸水対策をはじめ、地震災害時における空港機能確保のための耐震対策、施設の老朽化対策が必要。

浸水対策

- 近年の気象変化や長期的な気候変動等を踏まえ、台風や豪雨に備えた浸水対策を実施。



(着陸帯の冠水状況)



(排水機能の強化)



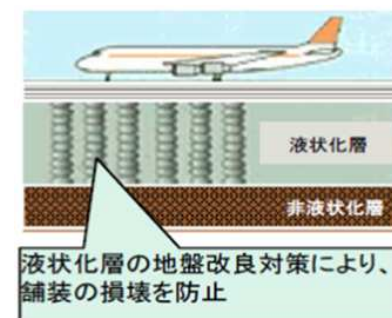
【着工前】



【完成時】

耐震対策

- 地震災害時において、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持等を図るために必要となる基本施設等の耐震対策を実施。



老朽化対策

- 老朽化の進んでいる施設について、効率的かつ効果的な更新・改良を実施。



(老朽化した滑走路舗装の改良)

3-3. 編成上の論点①政策的意義：空港の機能強化等の必要性

○ ポストコロナに向け、国民生活や経済活動を支える航空ネットワークを維持・回復するとともに、インバウンドの回復も見据えて拠点空港・地方空港の機能強化等を図る必要。

羽田空港

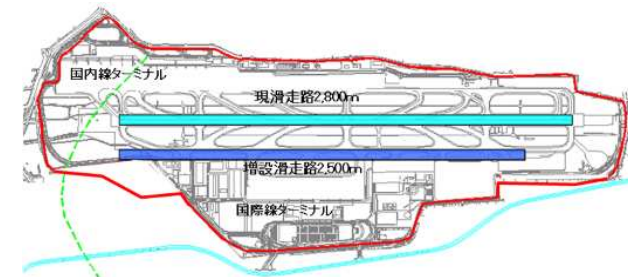
○ アクセス利便性向上を図るため、令和2年度から羽田空港アクセス鉄道の基盤施設整備に着手するとともに、引き続き、航空旅客の内際乗り継ぎ利便性向上を図るために必要な人工地盤の整備等を実施。



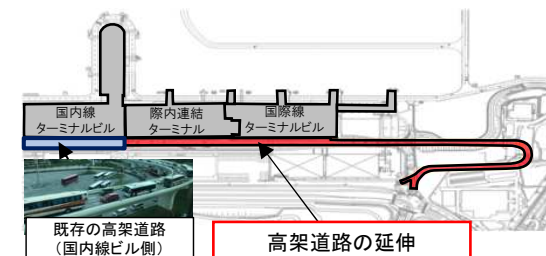
地方空港

○ 空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、福岡空港においては滑走路増設事業、那覇空港及び新千歳空港においてはターミナル地域の機能強化等を実施。

福岡空港滑走路増設事業(平成27年度～)



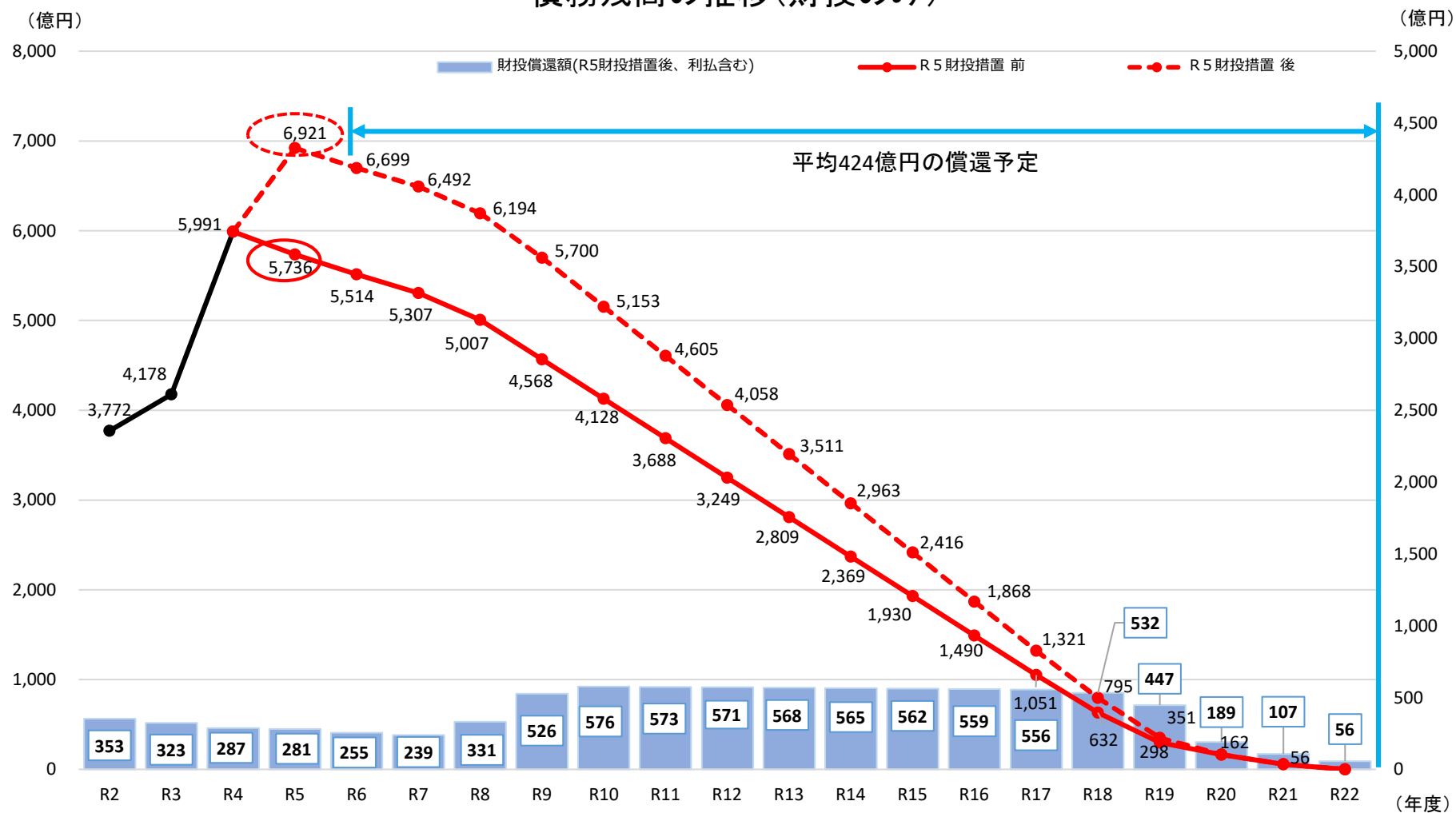
那覇空港国際線ターミナル地域再編事業(平成21年度～)



3-4. 編成上の論点②償還確実性：債務償還スケジュール

○ 今回の財政融資措置後の債務残高（財投のみ）は約6,900億円となるが、令和22年度までに償還完了予定。

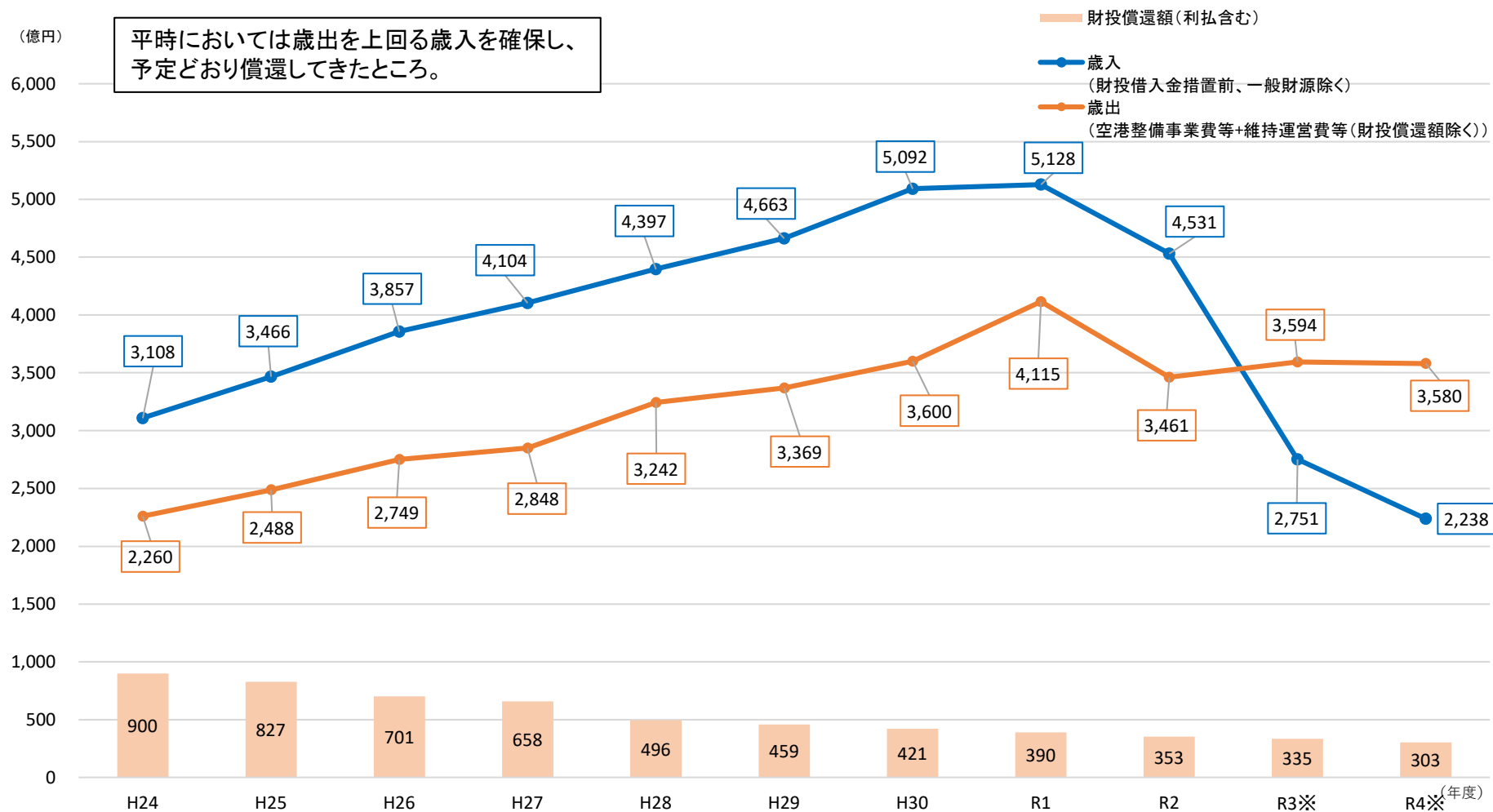
債務残高の推移(財投のみ)



※地方公共団体からの借入金は除く。

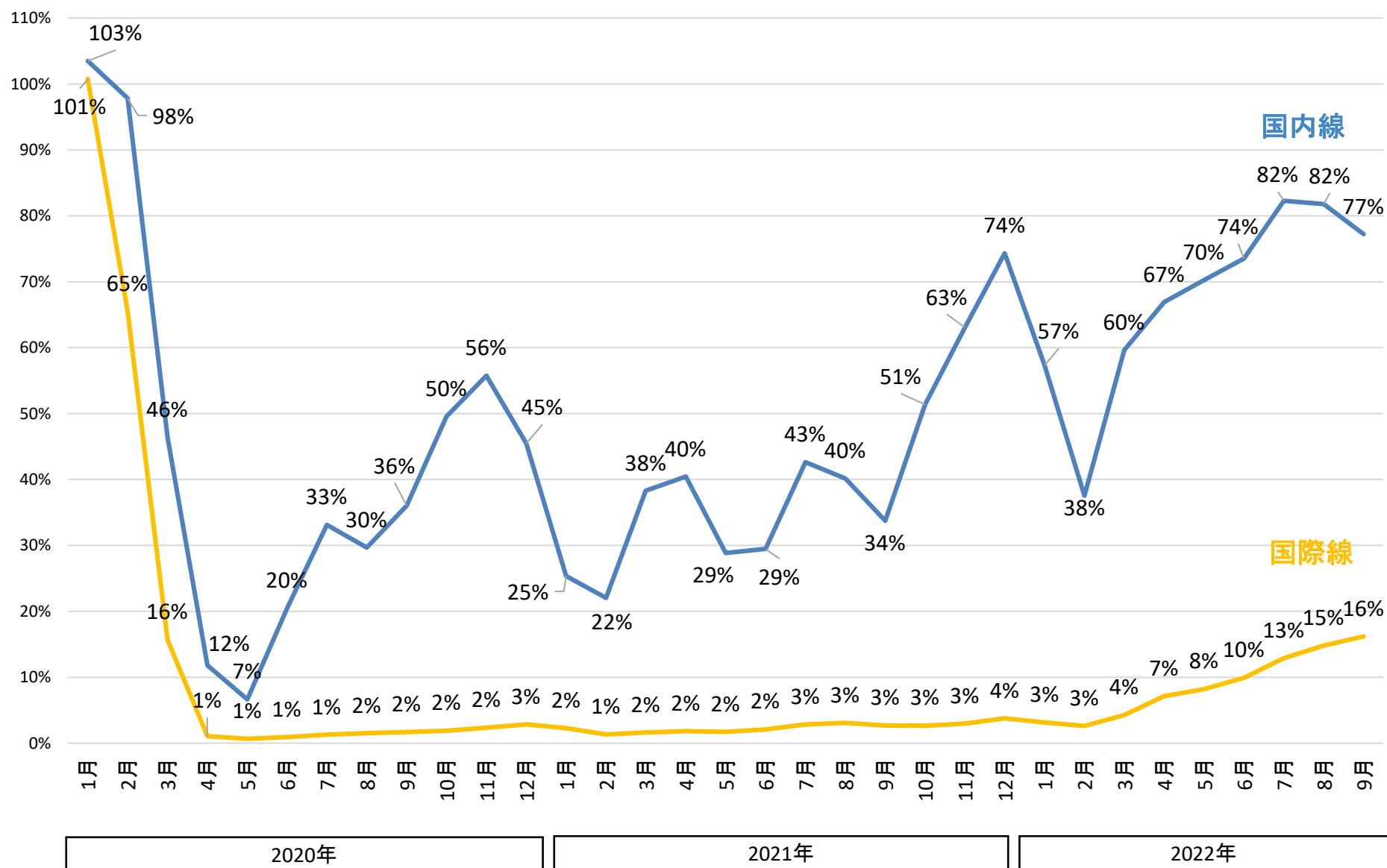
3-5. 編成上の論点②償還確実性：空港整備勘定の歳入・歳出の推移

○ 令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響で歳入が大きく減少し、必要な空港整備事業が行えないおそれがあり、令和2年度3次補正より財政融資を措置してきたところ。



※令和2年度までは決算額ベース、令和3年度及び令和4年度は当初予算額ベース

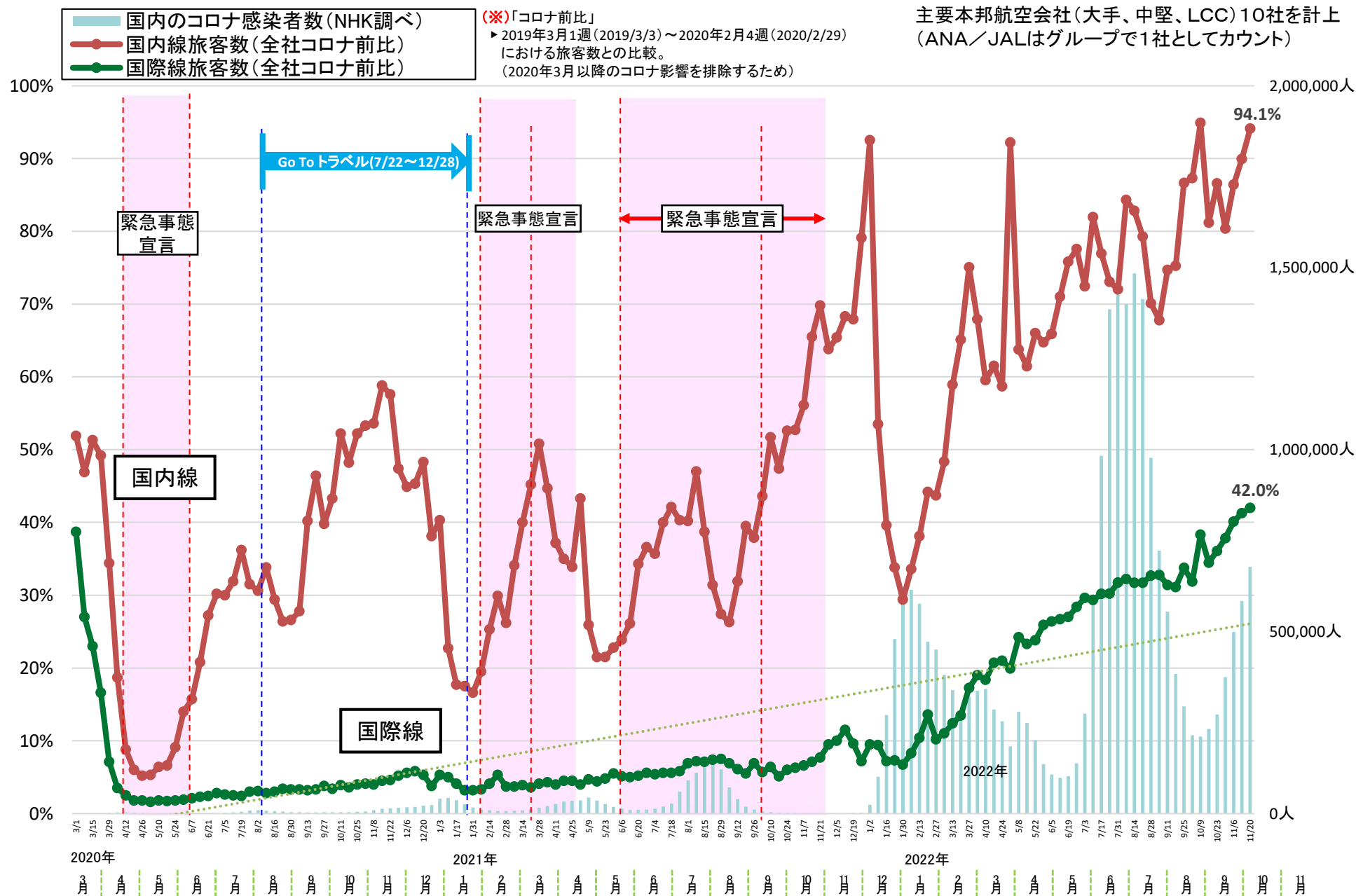
(参考①)【日本】旅客回復率の推移(2019年同月比)



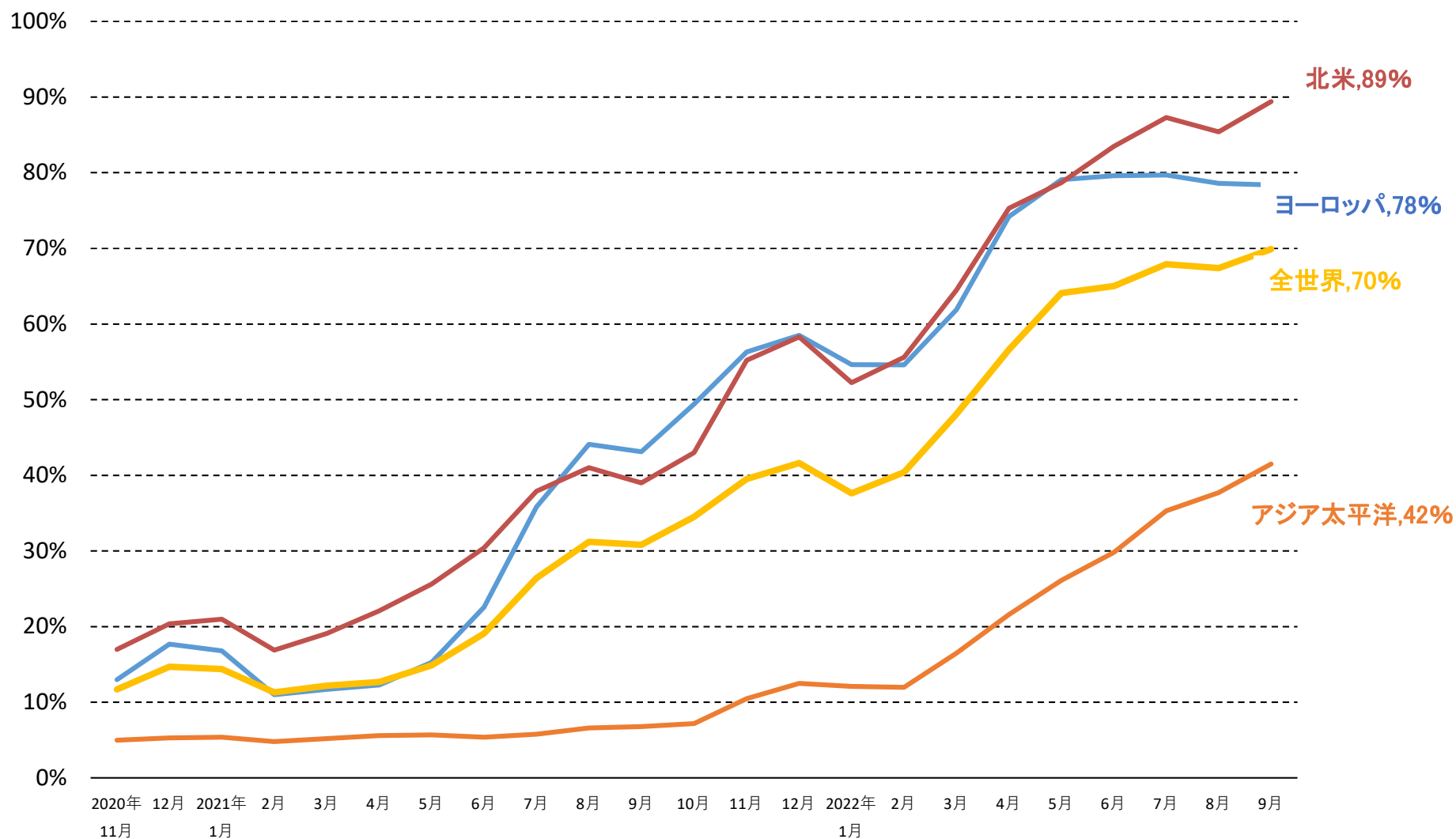
(出典)国内線は航空輸送統計、国際線は空港管理状況調査より航空局算出。
※2022年度は速報値。

(参考②)【日本】本邦航空会社の国内線・国際線旅客数の推移

11/28時点



(参考③)【世界】国際線回復率の推移(2019年同月比)



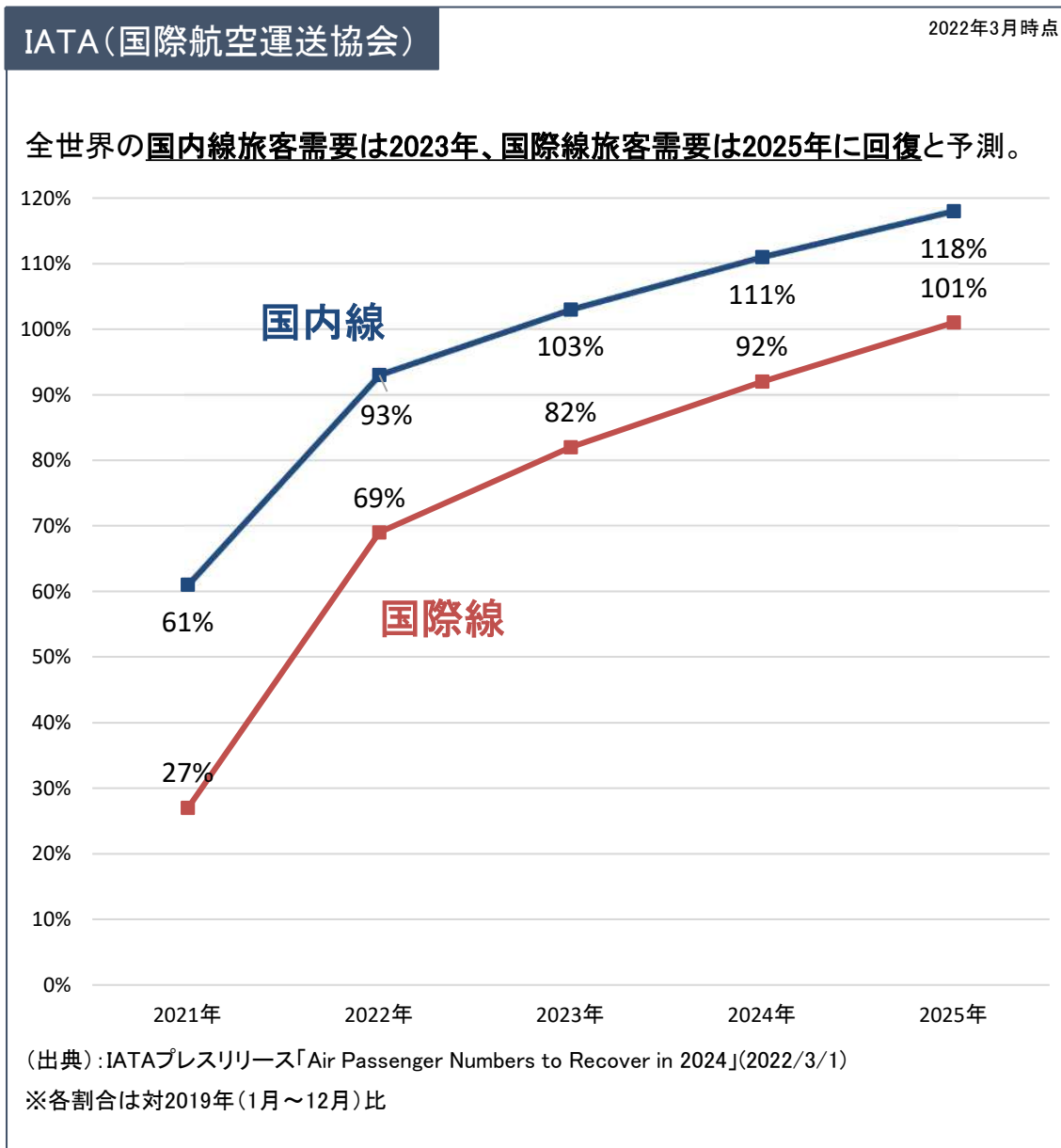
※各地域毎の航空会社の旅客輸送実績を集計したもの（例：米国の航空会社分は「北米」に含まれる）

※旅客輸送実績 = RPKs (Revenue Passenger-Kilometers、有償旅客キロ) = 有償旅客数 × 輸送距離

※2022年1月は地域別の公表データがないため、2021年1月の2019年同月比回復率と2022年1月の前年同月比回復率より試算。

(出典) IATA Air Passenger Market Analysis

(参考④)【世界】需要予測



UNWTO(国連世界観光機関) 2022年9月時点

UNWTOが9月に公表した資料によると、約80%の観光専門家が、**2024年までに自国の国際観光需要がコロナ前の2019年水準まで回復すると予想。**

(出典): UNWTO「World Tourism Barometer」(2022/9)

日本空港ビルデング(株) 2022年11月時点

羽田空港の旅客回復見通しについて2022年第2四半期決算において、下記の通り公表。

国内線:
2023年度初めにコロナ影響前の水準へ
※コロナ影響前…2019年度実績(4-1月) + 当社予測値(2-3月)

	21年度	22年度	23年度
旅客数	2,887	5,373	6,900
コロナ影響前比	42%	78%	100%

(万人)

2023年度以降も年間約6,900万人規模を想定

国際線:
2024年度内に発着枠拡大後の計画水準※へ
※コロナ前(2019年)比約1.3倍

(出典): 日本空港ビルデング(株)第2四半期決算説明資料(2022/11)

(参考⑤) 骨太の方針・成長戦略等における航空局関連主要施策の概要について

経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)(抄)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(4) グリーントランスフォーメーション(GX)への投資

カーボンニュートラルポート等の形成や持続可能な航空燃料(SAF)等を含む船舶・航空・陸上の輸送分野の脱炭素化を推進する。

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進

(分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築)

地域活性化に向けた環境整備のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化、港湾の24時間化も念頭にいたA1ターミナルの実現、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。

成長戦略フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保

② 豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備

(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)

感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、新技術の活用や予防保全への本格転換等による持続可能なインフラメンテナンス、インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組等を進め、生産性・利便性の向上、民間投資の喚起、地域活性化などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

(交通・物流)

空港・港湾等へのアクセスを強化する等、道路ネットワークの機能強化を進める。

観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日)(抄)

I. 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

II. インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、観光消費額の8割を占める日本人国内旅行に加え、近年は、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドを取り込むことによって、観光立国の実現に取り組んできた。

安倍政権発足以来、外国人旅行者は約4倍の約3,200万人となり、消費額も約5兆円と地域経済に貢献する存在となっている。世界全体の国際観光客到着数は、この7年間で40%増加し、14億人に達するなど、世界的にも著しい成長分野である。

現在、我が国の観光は厳しい状況にあるが、自然、食、伝統文化、芸術、風俗習慣、歴史など日本各地の観光資源の魅力が失われたものではなく、感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様であり、2030年6,000万人の目標は十分達成可能である。